

琴浦町における障がい者就労施設等からの物品等調達方針

平成25年12月1日策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、琴浦町における障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために定めるものです。

2 障がい者就労施設等からの物品等調達の意義

障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。そのためには、障がい者雇用を支援するための仕組みを整えることが必要です。あわせて、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要であり、障がい者就労施設等が供給する物品等の受注の機会を確保することで、需要の増進が期待できます。

3 具体的方策

(1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等について、福祉課を窓口とし、共同受注窓口等で情報収集及び調整し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めます。

【共同受注窓口】特定非営利活動法人 鳥取県障害者就労事業振興センター

〒683-0802 米子市東福原 1-1-45 電話 0859-31-1015

(2) 発注時には規格や仕様を明確化し、障がい者就労施設等の特性に配慮した納期を設定するなど、障がい者就労施設等が不当に排除されることのないよう努めます。

(3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、他の施策との調和を図るとともに、予算の適切な執行に配慮します。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき、原則として町内の障がい者就労施設等との随意契約により契約を締結します。

4 調達目標額

平成25年度においては、平成24年度実績を上回ることを目標とします。

5 対象となる品目

役務 清掃・軽作業

物品 農作物等

6 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成した時は、町ホームページ等により、速やかに公表します。

(2) 調達実績は、会計年度終了後、概要を取りまとめ、町ホームページなどにより、速やかに公表します。